

第 12 章 宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明書

12-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明書

省令第88条の規定に基づき、建築基準法第6条第1項他の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定を受けようとする者は、その計画について法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面（※）の交付を長崎県知事に求めることができます。

○盛土規制法に基づく許可（協議）を受けていることの証明

【許可等の証明書交付申請に必要な書類】

NO.	書 類 の 名 称	様式	区 分	備 考
			宅地造成、 特定盛土等	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書	細則 第 24 号	要	(細則第 33 条第 1 項)

○盛土規制法で規定する宅地造成及び特定盛土等に関する工事でないことの証明

【対象外工事の証明書交付申請に必要な書類】

NO.	書 類 の 名 称	様式	区 分	備 考
			宅地造成、 特定盛土等	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書	細則 第 25 号	要	(細則第 33 条第 1 項)
2	位置図	—	要	(細則第 33 条第 2 項)
3	地形図	—	要	
4	土地の平面図	—	要	
5	土地の断面図	—	要	
6	その他の図書	—	要 知事が必要と認める場合	

○ 提出部数及び証明手数料

証明手数料は、証明書 1 部あたり 400 円です。（長崎県手数料条例）

【提出部数】

区 分	提出部数
正 本	1 部
副 本	1 部
合 計	2 部